

令和6年度 三日月小学校 いじめ防止基本方針

小城市立三日月小学校

○ はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「三日月小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校や学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする学校における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決する。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは（法第2条より）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。学校は、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめの未然防止

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るという規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や命を大切にする心を道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されない」という認識を児童が持つように、さまざまな教育活動の中で指導する。
- ・ 見て見ぬふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

<教員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような居心地のよい学級づくりに努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通じて児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気付くことができるように、研修に努め、感覚を研ぎ澄ます。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ いじめの構造やいじめ問題の対処等、「いじめの問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を一人で抱え込まず、管理職へ報告したり同僚職員に相談して協力を求めたりする等、組織で対応するという意識をもつ。

<学校全体として>

- ・ すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ 「こころのアンケート」を、毎月10日をめどに実施し、児童の様子や変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 全校集会や人権集会等で「いじめの問題」に関する講話を行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「三日月小さいじめ見逃し 0 宣言」を活用した指導や取組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、育友会や地域の各種会合等で伝えて、理解と協力を依頼する。

3 いじめ 「早期発見」「即報告・即日対応」

<早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって対応し、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・ 職員が気付いたり、児童や保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、「周囲にいる児童」を含めて構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・ いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめていることなのか気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き取り、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 いじめ防止対策体制について

【校内委員会】

- ・ 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務、教育相談主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有する。

【拡大委員会】

- ・ 内部委員会の結果を受けて、深刻な事案については、外部委員を加えた委員会を開催する。
- ・ 必要であると認められる場合は、小城市教育委員会と協議の上、臨時的に弁護士・警察官等を委員として委嘱する。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の小城市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、小城市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を共有するために、育友会や地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について、話題にするよう依頼する。